

令和 2 年度

第 2 回 高森町農業委員会 議事録

令和 2 年 5 月 22 日、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|--------------|----------|----------|
| 1 佐々木 昇 | 2 後沢 康美 | 3 中塚 俊文 | 4 堀 政則 |
| 5 下平 明利 | 6 宮下 豊勝 | 7 小川 修 | 8 宮下 也寸人 |
| 9 中塚 敦美 | 10 樋口 美代子 | 11 小川 健二 | 12 北沢 貞子 |
| 13 宮下 道久 | 14 野中 保彦(議長) | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 15 原 正樹 | 16 原 寿彦 | 17 本島 洋二 | 18 高野 康 |
| 19 林 勝幸 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会事務局	事務局長	中塚 英幸
農業委員会事務局	主 査	龍口 健
産業課農業振興係	課長補佐	宮下 誠
産業課農業振興係	主 査	牧野 聡史
産業課農業振興係	書 記	吉森 佑太
営農支援センター	所 長	林 幸雄
営農支援センター	専 門 員	松村 修平

4 会議への附議事項

- 議案第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（報告）
議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（審議）
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
議案第 8 号 農用地利用集積計画決定の件（審議）

5 議事内容

議 長 ただ今から第 2 回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前 9 時 00 分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、15番及び16番をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ会議時間の短縮を図るため、議案の朗読は省略します。

それでは議案第5号、農地法第18条第6項の通知。これについて、皆さんからご質問やご意見はありますか。これは届出案件になりますが、担当委員の方から何かありますか。

よろしいですか。この議案は通知案件ですので受理といたします。

続きまして議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。なお、2番についても関連がありますので、あわせて説明をお願いします。

1 番 地図をご覧ください。申請地は中央線を山吹方面へ向かい泰山神社の手前を右に曲がった先にあります。この案件は、JAみなみ信州が運営する育苗センターの土地に係るものです。申請地は合計で3筆ありますが、いずれも現在に至るまで約30年間、地主との賃貸借により育苗センターを運営しておりました。売主のうち1名は県外に居住、もう1名は地域外に居住しており、地域をまたいで耕作は困難という事情もあり、このたびJAが土地を買い上げて運営を継続していくこととなりました。JAが新たな所有者となりますので、周辺の地域農業への理解は何ら問題が無いと考えます。対価は坪当たり2,500円です。JAの農地取得にあたっての根拠は、事務局より詳細を説明願います。以上、ご審議をお願いします。

事務局 本来であれば、農業協同組合は農地所有適格法人にあたらないため、農地法の規定に基づき、原則として農地は所有できない法人とされています。ただし、農地法施行令第2条第2項第1号に「農業協同組合が、その直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合」は不許可の例外として許可し得る旨の規定があり、今回のケースはこれに当たるものと考えられるため、許可は問題ないものと思われれます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第6号の1番及び2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。なお、2番についても関連がありますので、あわせて説明をお願いします。

3 番 地図をご覧ください。申請地は県道新川橋から広域農道方面へ100mほど下っ

た辺りとなります。

まず、議案番号1番については、現在飯田市に住んでいる譲受人が、所有者である父の住宅に隣接する農地を転用して住宅を建てたいという申請です。申請地の南側に田、西側に柿畑がありますが、柿畑には農薬用の防風ネットが設置されており、いずれの耕作者とも協定書を交わしています。雨水は既設側溝へ、汚水は北側道路の本管へそれぞれつなぎ込んで処理します。当地域には水利組合が存在しないため、地元区長が代わって水利関係の同意も行いました。親子間の使用貸借につき、対価は発生しません。

続きまして、議案番号2番については、議案番号1番の住宅への接道を確保するための進入路等として、転用するものです。経過は不明ですが、この申請地だけが第三者が所有する土地として残っていたことが、このたびの住宅建築にあたり判明したため、譲り受けたいという申請です。この部分については、雨水を地下浸透処理します。対価は坪当たり10,000円です。以上、ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

5 番 確認ですが、公図を見る限り、接道は既存の父親の住宅西側の土地を利用するように見えますが、配置図上はその部分に既に住宅の一部が建っており、実際の接道は既存住宅の東側から確保するようになっています。そのため、議案番号2番の土地取得が必要になったものと考えられますが、この場合の建築確認はどのようなのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、今回取得する土地の一部も活用して、既存住宅の東側に新設住宅からの宅地延長という形で接道を確保します。よって、建築確認上は、接道確保にあたって父親の土地を借りるということになります。

議 長 ありがとうございました。他に、ご意見ですとかご質問はありますか。
よろしいですか。それでは、議案第7号の1番及び2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは、議案第8号、令和2年度農用地利用集積計画決定の件5月分について、同様に議案の朗読は省略して審議を行います。

これについて、皆さんからご質問やご意見はありますか。また、担当委員の方から何か補足はありますか。

私から確認です。議案番号2番、3番、6番、7番、8番の申請人は同一の新規就農者ということですが、申請状況からかなりの農地を借り受けるようです。本当に大丈夫でしょうか。

事務局 この方は、先だって青年就農等審査会でも審議いただいた方で、これまでは主に親元就農で研修を積んできました。このたび独り立ちして経営していくわけですが、繁忙期には雇用などで足りない手を確保していく形で、営農計画も立てています。

議 長 ありがとうございます。他に、ご意見ですとかご質問はありますか。
よろしいですか。それでは議案第8号を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございます。

時に午前9時25分

高森町農業委員会議長 野中 保彦

高森町農業委員会会長 野中 保彦

議事録署名委員

高森町農地利用最適化推進委員 15番 原 正樹

議事録署名委員

高森町農地利用最適化推進委員 16番 原 寿彦